

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により公告する。

令和7年7月11日 松山地方法務局宇和島支局 登記官 権名津 慎

| 手続番号           | 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|----------------|-------------------|
| 5005-2024-0004 | 宇和島市高串 1番耕地105-2  |
| 5005-2024-0008 | 宇和島市高串 1番耕地319-1  |